

電子提供措置の開始日 2023年11月30日

株 主 各 位

第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

株式会社バンク・オブ・イノベーション

(証券コード：4393)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により社会経済活動は正常化に進みつつあり、雇用・所得環境も改善傾向にあります。しかしながら、原材料価格の高騰や人材不足等が主な要因となり、物価上昇や消費動向に影響を与えているほか、海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動等の要因には十分に注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループの事業を取り巻く環境においては、2022年における世界のモバイルゲーム市場は8兆9,146億円、そのうち日本国内では1兆2,129億円と安定した推移が続いております(参考：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書2023」)。

このような事業環境のもと、当社グループの中長期的な成長の要となる複数の新規アプリの企画・開発及び既存アプリの運営に取り組んでまいりましたが、2022年10月にリリースした『メントモリ』が年間を通して好調に推移したことにより、グループ全体の売上高及び営業利益は前連結会計年度比で増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は21,333百万円(前連結会計年度比778.3%増)、営業利益4,900百万円(前連結会計年度は営業損失1,008百万円)、経常利益4,920百万円(前連結会計年度は経常損失1,015百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益に関しては3,293百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失838百万円)となりました。

なお、当社グループはスマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2020年9月期)	第16期 (2021年9月期)	第17期 (2022年9月期)	第18期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売上高 (百万円)	3,061	2,129	2,428	21,333
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△70	△801	△1,015	4,920
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△74	△541	△838	3,293
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19.34	△141.28	△217.96	823.09
総資産 (百万円)	3,183	2,469	2,039	8,093
純資産 (百万円)	1,256	722	399	3,678
1株当たり純資産額 (円)	327.97	188.13	95.54	918.93

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第17期の期首より適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2020年9月期)	第16期 (2021年9月期)	第17期 (2022年9月期)	第18期 (当事業年度) (2023年9月期)
売上高 (百万円)	3,061	1,968	1,546	20,241
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	10	△564	△811	4,528
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	6	△414	△605	2,882
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	1.63	△108.10	△157.29	720.36
総資産 (百万円)	3,260	2,633	2,348	7,985
純資産 (百万円)	1,337	930	840	3,708
1株当たり純資産額 (円)	349.07	242.33	205.93	926.52

(3) 対処すべき課題

当社グループが事業を継続的に拡大していくうえで対処すべき課題及び対応策は、主に以下のとおりであります。

① 収益力の高いサービスの提供

当社グループがスマートフォンアプリ関連事業において、より一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社グループは引き続き、既存タイトルの開発・運営を通して蓄積した各種データやノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。また、当社グループは、自社で提供しているサービスに関する知的財産の獲得に努めておりますが、一方で他社から同社が保有する知的財産権に関する実施許諾の提案を受け、当該提案に対し当社グループでは対応を検討しており、今後、他社の知的財産権を活用した事業展開の可能性も含めて、顧問弁護士・顧問弁理士等と連携しながら、収益力の高いサービスの提供に努めてまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が必要であると考えております。しかしながら、有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社グループでは、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋がりたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲームだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

③ サービスの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと）や、有料アイテムの不適切な出現確率表示、未成年による課金などの問題が社会的に度々提起されております。また、マッチングサービス業界においては「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」等の法的規制により、業界全体で環境整備が進んでまいりました。当社グループは、こうした状況を踏まえ、事業に関連する

業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

④ システム管理体制の強化

当社グループが提供するサービスは、多数のユーザーが同時にネットワークに接続することを想定しておりますが、主にサービス開始時や大型メンテナンス終了時等においてシステムに想定以上の負荷がかかった場合、サービスの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、ユーザーがいつでも快適にサービスを利用できる体制を整備することが重要であると認識しており、システム基盤や管理体制の強化を通して、安定したサービス提供を目指してまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社グループが、今後さらなる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化やリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

スマートフォンアプリ関連事業

(5) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

当社	本社：東京都新宿区
株式会社Koiniwa	東京都新宿区

(6) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況 168名 (前期比2名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。) は含んでおりません。なお、当社グループから他社への出向者及び他社から当社グループへの出向者はおりません。

2. 当社グループにおける報告セグメントはスマートフォンアプリ関連事業のみであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名	20名減	32.7歳	5.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員 (契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。) は含んでおりません。

2. 従業員数が前事業年度 (154名) に比べ20名減少した主な要因として、連結子会社への出向人員数が増加したためであります。

(7) 主要な借入先及び借入額 (2023年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社静岡銀行	124百万円
株式会社りそな銀行	105百万円
株式会社みずほ銀行	105百万円

(注) 2023年9月30日現在の借入残高が、100百万円以上の金融機関を記載しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 14,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,003,000株

(注) 当社所有の自己株式60株を含めております。

(3) 株主数 4,187名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
樋口 智裕	1,743,100	43.54
田中 大介	282,000	7.04
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	102,643	2.56
株式会社Cygames	79,100	1.97
BNPパリバ証券株式会社	48,100	1.20
JPモルガン証券株式会社	41,900	1.04
久家 正寛	40,000	0.99
株式会社SBI証券	27,664	0.69
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	22,762	0.56
柏原 俊高	22,000	0.54

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(2) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況及び当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	熊倉安希子	株式会社ギックス監査役及び熊倉公認会計士事務所所長であります。各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	深 町 周 輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社富士山マガジンサービス監査役、株式会社シルバーライフ取締役（監査等委員）及び株式会社メルティンMMI監査役であります。各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	木 戸 隆 之	社会保険労務士法人あんしんサポート代表社員であります。兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	熊 倉 安 希 子	当事業年度開催の取締役会には15回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には14回全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 町 周 輔	当事業年度開催の取締役会には15回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には14回全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	木 戸 隆 之	当事業年度開催の取締役会には15回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には14回全てに出席し、労務の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしており、全ての社外取締役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、前事業年度の追加報酬を含んでおります。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 会社の体制及び方針

7-1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務執行が、法令、定款及び社内規程等に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
- ② 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
- ④ 「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置する。
- ⑤ 取締役及び使用人の法令違反については、原因追究及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
- ⑥ 「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。
- ⑦ コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 「特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ② リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ③ 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。

(4) 取締役（監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
- ② 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ③ 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、企業理念に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
- ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- ④ 当社は必要に応じ、子会社に対して業務の監査を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会と協議のうえ、使用人を監査等委員会スタッフとして任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ② 監査等委員会スタッフを設置する場合には、取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。

(7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフは、監査等委員会スタッフ業務について、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役（当社の取締役にについては監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口（内部監査室又は社外弁護士）に報告する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、法令に従い、過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を担保する。
- ② 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ④ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから、「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。
- ② 財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある内部管理体制の整備及び運用を行う。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ② 経営管理部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力対策規程」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備している。

7-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また取締役会には、当社取締役の職務執行の監督機能強化を目的として選任された社外取締役3名が常時出席しており、様々な意見交換が行われております。

なお、当事業年度において取締役会は15回開催されたほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

(2) リスクマネジメント体制について

当社グループは、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの軽減と予防の推進、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対処を行うことを目的として定めている「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけでなく、原則週2回開催される当社の経営会議やリスク管理委員会においても、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理を実施しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社グループは、新たに入社した使用人に対し、コンプライアンス研修を実施しております。また、取締役及び使用人がコンプライアンスを正しく理解し実践していくために、ハラスメント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を継続的に実施するとともに、「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を作成し、適時見直しを行いながら周知徹底に取り組んでおります。さらに問題の早期発見・未然防止を図るため、「内部通報規程」に基づき、内部監査室（社内窓口）及び社外弁護士（社外窓口）を通報相談窓口として設置しております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

(4) 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、連結対象である子会社と経営管理契約書を締結し、経営管理部が子会社の経営管理体制の整備及び統括を実施しており、子会社の財務状況やその他の業務上の重要な事項等については、子会社からの報告によって把握しております。また、子会社の監査は、当社の「内部監査規程」に準じて内部監査担当が実施し、業務運営の適正性を確保しております。

(5) 監査等委員会について

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、当事業年度に実施された取締役会に出席し、監査等委員でない取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じて監督機能を果たしております。また、原則毎月監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。

7-3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表
(2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,686	流動負債	4,087
現金及び預金	5,417	1年内返済予定の長期借入金	374
売掛金	2,030	未払金	1,432
その他	237	未払法人税等	1,403
固定資産	407	未払消費税等	756
有形固定資産	58	その他	121
建物	36	固定負債	327
工具、器具及び備品	22	長期借入金	181
無形固定資産	4	その他	145
ソフトウェア	4	負債合計	4,415
投資その他の資産	343	(純資産の部)	
繰延税金資産	224	株主資本	3,678
敷金及び保証金	117	資本金	562
その他	0	資本剰余金	715
		利益剰余金	2,400
		自己株式	△0
		純資産合計	3,678
資産合計	8,093	負債・純資産合計	8,093

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		21,333
売上原価		10,010
売上総利益		11,323
販売費及び一般管理費		6,422
営業利益		4,900
営業外収益		
受取手数料	31	
その他	0	32
営業外費用		
支払利息	6	
為替差損	5	
その他	0	12
経常利益		4,920
税金等調整前当期純利益		4,920
法人税、住民税及び事業税	1,317	
法人税等調整額	310	1,627
当期純利益		3,293
親会社株主に帰属する当期純利益		3,293

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	560	713	△892	△0	382
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1	1			3
親会社株主に帰属する当期純利益			3,293		3,293
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1	1	3,293	△0	3,296
当期末残高	562	715	2,400	△0	3,678

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	17	399
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		3
親会社株主に帰属する当期純利益		3,293
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△17	△17
当期変動額合計	△17	3,279
当期末残高	—	3,678

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）の変動事由
 新株予約権の取得及び消却による減少17百万円

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社Koiniwa (注)

株式会社バンク・オブ・インキュベーション

当連結会計年度において、株式会社バンク・オブ・インキュベーションを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(注) 株式会社Koiniwaは、2022年10月1日付で株式会社バンク・オブ・インキュベーションから商号変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ユーザー課金収入

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社グループが提供する有料アイテム

ムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

ロ. その他（自社IP提供先から収受するレベニューシェア等）

当社グループは、自社で開発したゲームアプリやそれに含まれるコンテンツを自社IPとして他社（以下、「自社IP提供先」という。）に著作物利用許諾を行っております。自社IP提供先は国内外向けのゲームアプリを開発し、アプリ内で有料アイテムを販売するほか、コンテンツを利用して第三者に有償でサービスを提供する場合があります。当社グループはその売上の一部をロイヤリティーとして収受しており、その入金額が確定した時点で当社グループの売上として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めていた「未払法人税等」（前連結会計年度6百万円）及び「未払消費税等」（前連結会計年度26百万円）につきましては、当連結会計年度では金額的重要性が高くなったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	224百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、前連結会計年度末において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を496百万円計上しておりましたが、当連結会計年度においては、当社新作ゲームアプリ「メントモリ」の売上収益が大きく寄与し、当社の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は全額回収しております。一方、連結子会社の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、事業計画を見直した結果、全額取り崩しております。

当連結会計年度末において将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しておりますが、回収が見込まれる金額の算定は、当社取締役会の承認を受けた事業計画に基づいており、翌連結会計年度も引き続き連結営業利益を計上する仮定をおいて見積もっております。

なお、この見積りにおいて用いた仮定が、「メントモリ」の収益が想定よりも大きく下回ることなどにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金（定期預金） 216百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物 11百万円

工具、器具及び備品 26百万円

合計 37百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	3,999,000株	4,000株	—	4,003,000株

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)による増加 4,000株

- (2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項（行使期間の初日が到来していないものを除く。）
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、スマートフォンアプリ関連事業を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金 は 運 転 資 金 の 調 達 を 目 的 と し た も の で あり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち84.8%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金 (※ 3)	95	95	△0
資産計	95	95	△0
長期借入金 (※ 4)	555	552	△2
負債計	555	552	△2

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※ 3) 連結貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における「敷金及び保証金」の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額の未償却残高であります）

(※ 4) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注 1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,417	—	—	—
売掛金	2,030	—	—	—
敷金及び保証金	—	95	—	—
合計	7,448	95	—	—

(注 2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	374	168	13	—	—	—
合計	374	168	13	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	95	—	95
長期借入金	—	552	—	552

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、償還予定時期を見積り、リスクフリーレートを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上収益の主要な区分	当連結会計年度
ユーザー課金収入	21,319
その他	13
顧客との契約から生じる収益	21,333
その他の収益	—
外部顧客への売上高	21,333

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	298
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,030
契約負債 (期首残高)	19
契約負債 (期末残高)	51

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

は、19百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が31百万円増加した主な理由は、「メントモリ」のリリースでゲーム内課金が大きく発生したことによる前受金の増加であり、これにより33百万円増加しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	918円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	823円09銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表
(2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,914	流動負債	3,949
現金及び預金	4,712	1年内返済予定の長期借入金	374
売掛金	1,897	未払金	1,339
前払費用	122	未払費用	25
その他	182	未払法人税等	1,402
固定資産	1,070	未払消費税等	730
有形固定資産	58	前受金	33
建物	36	預り金	43
工具、器具及び備品	22	固定負債	327
無形固定資産	4	長期借入金	181
ソフトウェア	4	その他	145
投資その他の資産	1,006	負債合計	4,276
関係会社株式	20	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	1,200	株主資本	3,708
繰延税金資産	224	資本金	562
敷金及び保証金	117	資本剰余金	715
その他	0	資本準備金	539
関係会社貸倒引当金	△556	その他資本剰余金	175
		利益剰余金	2,431
		その他利益剰余金	2,431
		繰越利益剰余金	2,431
		自己株式	△0
		純資産合計	3,708
資産合計	7,985	負債・純資産合計	7,985

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		20,241
売上原価		9,342
売上総利益		10,898
販売費及び一般管理費		5,854
営業利益		5,043
営業外収益		
受取利息	4	
受取手数料	33	
経営管理料	15	
その他	0	53
営業外費用		
支払利息	6	
関係会社貸倒引当金繰入額	556	
その他	5	568
経常利益		4,528
特別損失		
関係会社株式評価損	99	99
税引前当期純利益		4,428
法人税、住民税及び事業税	1,316	
法人税等調整額	229	1,545
当期純利益		2,882

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	560	538	175	713	△451	△451	△0	823	
当期変動額									
新株の発行(新株予約権 の行使)	1	1		1				3	
当期純利益					2,882	2,882		2,882	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)									
当期変動額合計	1	1	—	1	2,882	2,882	△0	2,885	
当期末残高	562	539	175	715	2,431	2,431	△0	3,708	

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	17	840
当期変動額		
新株の発行(新株予約権 の行使)		3
当期純利益		2,882
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△17	△17
当期変動額合計	△17	2,868
当期末残高	—	3,708

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)の変動事由
新株予約権の取得及び消却による減少17百万円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
----	-----

工具、器具及び備品	4～6年
-----------	------

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ユーザー課金収入

当社は、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社が提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社がアイテムを提供した時に売上を計上しております。

ロ. その他（自社IP提供先から収受するレベニューシェア等）

当社は、自社で開発したゲームアプリやそれに含まれるコンテンツを自社IPとして他社（以下、「自社IP提供先」という。）に著作物利用許諾を行っております。自社IP提供先は国内外向けのゲームアプリを開発し、アプリ内で有料アイテムを販売するほか、コンテンツを利用して第三者に有償でサービスを提供する場合があります。当社はその売上の一部をロイヤリティーとして収受しており、その入金額が確定した時点で当社の売上として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	20百万円
関係会社株式評価損	99百万円
関係会社長期貸付金	1,200百万円
関係会社貸倒引当金（繰入額）	556百万円

② 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、主に連結子会社である株式会社Koiniwa（旧商号 株式会社バンク・オブ・インキュベーション）に対するものであります。

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行うこととしておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないこととしております。また、関係会社長期貸付金の評価については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高

い場合に、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

前事業年度において債務超過の状況にあった株式会社Koiniwaは、同社が配信する「恋庭」が今後の収益獲得に貢献し、2024年9月期までに財政状態が回復すると想定しておりましたが、「恋庭」の収益が想定よりも大きく下回ることとなり、当事業年度において、関係会社株式評価損（特別損失）99百万円及び関係会社貸倒引当金繰入額（営業外費用）556百万円を計上しております。

なお、「恋庭」の収益が今後の収益獲得に貢献しない場合、翌事業年度においても株式会社Koiniwaに対する貸付金に貸倒引当金を追加計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	224百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、前事業年度末において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を425百万円計上しておりましたが、当事業年度においては、新作ゲームアプリ「メントモリ」の売上収益が大きく寄与し、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は全額回収しております。

当事業年度末において将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しておりますが、回収が見込まれる金額の算定は、当社取締役会の承認を受けた事業計画に基づいており、翌事業年度も引き続き営業利益を計上する仮定をおいて見積もっております。

なお、この見積りにおいて用いた仮定が、「メントモリ」の収益が想定よりも大きく下回ることなどにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金 (定期預金) 192百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物 11百万円

工具、器具及び備品 26百万円

合計 37百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 72百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 (区分表示したものを除く)

営業取引 (売上高) 52百万円

営業取引 (売上原価) 160百万円

営業取引以外の取引高 (営業外収益) 20百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	34株	26株	—	60株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 26株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
売掛金	13百万円
関係会社貸倒引当金	170百万円
減価償却超過額 (注) 1	58百万円
敷金及び保証金	16百万円
関係会社株式	30百万円
未払金 (注) 2	148百万円
その他	53百万円
繰延税金資産小計	492百万円
評価性引当額	△267百万円
繰延税金資産合計	224百万円
繰延税金資産純額	224百万円

- (注) 1. 前事業年度において、独立掲記しておりました繰延税金資産の「一括償却資産償却超過額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「減価償却超過額」に含めて表示しております。
2. 前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.1%
税額控除	△1.2%
評価性引当額の増減	4.7%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.9%

8. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	株式会社Koiniwa	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任 出向者の派遣 資金の援助	資金の貸付 (注)	500	関係会社 長期貸付金	1,100

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。また、当該資金の貸付においては、556百万円の関係会社貸倒引当金繰入額及び関係会社貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 926円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 720円36銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2022年10月1日から2023年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月17日

株式会社バンク・オブ・イノベーション 監査等委員会

監査等委員	熊倉安希子 印
監査等委員	深町 周輔 印
監査等委員	木戸 隆之 印

(注) 監査等委員 熊倉安希子、深町周輔及び木戸隆之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上